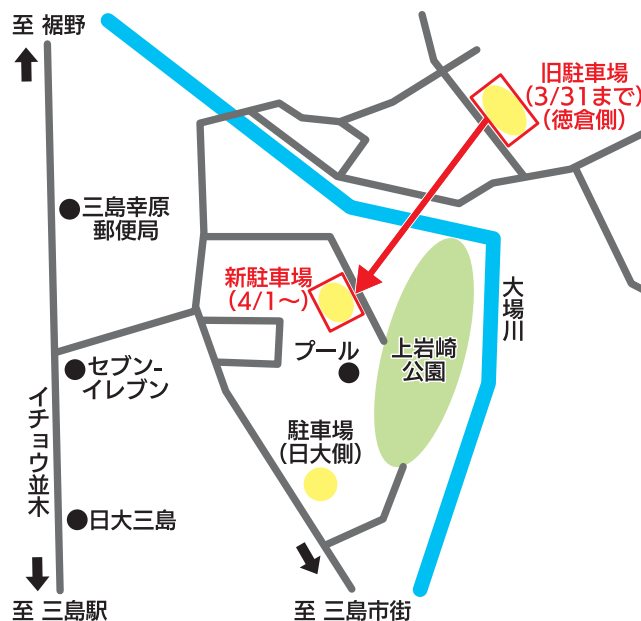


4月1日以降、ご注意ください

上岩崎公園北側（徳倉） 駐車場が移転します

上岩崎公園北側（徳倉）の駐車場は、3月31日(木)で使用できなくなります。4月1日(金)以降は、駐車場を右図の場所へ移転します。また、移転後の駐車場はしばらくの間、未舗装（碎石敷）となります。なお、利用可能な時間（午前8時30分～午後5時※上岩崎プール開場時は午後6時まで）に変更はありません。

問合せ 水と緑の課（☎983-2643）



受講生の皆さんの意見を聞き、これからの三島を一緒に考えてみませんか

女性まちづくり講座 中間発表会を開催します

女性が政策・方針決定の場へ参画するため、また自分自身をステップアップさせ、地域のリーダーになることを目的に、意識の高揚や必要な知識、技法を身につけるための連続講座を実施しています。平成27年6月から取り組んできた受講生が中間発表を行います。ぜひ、ご参加ください。

とき 3月25日(金)午後1時～4時30分

ところ 消防庁舎3階会議室

出席者 受講生7グループ17人、市長、副市長、教育長、市の関係部課長

申込み・問合せ 3月23日(水)までに、電話または電子メールで、政策企画課（☎983-2616、✉ seisaku@city.mishima.shizuoka.jp）へ。



▲発表の様子

発表時間	グループテーマ	内容
午後1時10分	①アクティブシニアのからだづくり-三島発 ストップザロコモ-	シニアの健康増進、ロコモティブ予防
午後1時35分	②子育て支援（保育支援）病児・病後児保育・障害児保育支援等	子育て支援のさらなる充実
午後2時	③いのち・ひと・こころを育むプロジェクト	道徳教育の充実
午後2時25分	④ワースト1からの脱出「ごみの減量」国際環境都市へ	ごみ排出量県内ワースト1脱却にむけた提案
午後2時55分	⑤子どもの育ちで家族をつなぐ 地域をつなぐ、アートスタート、女性のワーク・ライフ・バランス、「家族力検定」など	アートスタート、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー開催、事業主への働きかけ
午後3時20分	⑥いいじゃん！みしま～三島再発見～	市民にもっと三島のよいところを知ってほしい
午後3時45分	⑦（仮）効果的な情報発信手段の検討、データベース化について	広報・ホームページ以外の情報発信手段検討

※各グループの開始予定時間は、質疑応答時間の都合などで前後することがあります。

若竹色の助成券（平成27年度分）の有効期限は3月31日まで。期限切れにご注意を！

平成28年度高齢者バス等利用助成券の受け付けが始まります

市内を運行するバスや伊豆箱根鉄道駿豆線乗車時に、1乗車100円分として利用できる助成券を、1年に1回、30枚交付します。

対象 平成29年3月31日時点で70歳以上になる市内在住の人（昭和22年3月31日以前に生まれた人）

※平成28年4月1日現在、三島市に住民登録のある人

持ち物 官公署が発行する身分証明書（保険証、運転免許証など）※代理申請の場合は、利用者と代理人双方の身分証明書が必要（代理人は同居の家族に限る）

利用できる交通機関

バス せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれあい号、伊豆箱根バス、富士急バス、沼津登山東海バス

鉄道 伊豆箱根鉄道駿豆線

注意事項 ▶新しい助成券はびわ色です。平成27年度の若竹色の券は4月1日以降使用できません。▶受付開始から1週間程度は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。▶駐車場が混雑します。公共交通機関の利用にご協力ください。

受付場所・日時

市役所長寿介護課

受付開始 4月8日(金)

受付日時 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

中郷文化プラザ

受付開始 4月12日(火)（専用窓口：4月12日・13日）

受付日時 火曜～金曜日、午前9時～午後5時

北上文化プラザ

受付開始 4月14日(木)（専用窓口：4月14日・15日）

受付日時 月曜～金曜日、午前9時～午後5時

錦田公民館

受付開始 4月18日(月)（専用窓口：4月18日・19日）

受付日時 月曜～金曜日、午前9時～午後5時

坂公民館

受付開始 4月20日(水)

受付日時 月曜～金曜日、午前9時～午後5時

※専用窓口開設日以降も申請は可能です。

問合せ 長寿介護課（☎983-2609）

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予されます

国民年金の学生納付特例申請をお忘れなく

新規で学生納付特例を希望する場合

受付期間 4月1日～平成29年4月末日

申請場所 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）

対象 学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学中の学生（定時制、夜間部、通信課程含む）

納付特例対象期間 平成28年4月～平成29年3月分

※10年間のうちに保険料を納付（追納）できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、一定の加算額が加わります。

持ち物

- ・年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・学生証（表裏コピー可）または在学証明書（原本）
- ・認め印（代理申請の場合）
- ・前年就業していた場合、雇用保険被保険者離職票、または雇用保険受給資格者証の写し

※郵送でも申請できます。（申請書は市ホームページからダウンロード可）

継続して学生納付特例を希望する場合

平成27年度に学生納付特例が承認された人で、平成28年度も在学中の場合、4月上旬に、はがき形式の申請書が送付され、これを返送するだけで申請手続きができます。

※平成28年度から納付を希望する人は、三島年金事務所（☎973-1444）へご連絡ください。

3月に卒業後、国民年金保険料の納付が困難な場合

平成28年4月～6月分の免除申請ができます。

受付期間 4月1日～7月末日

申請場所 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）

持ち物

- ・年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・認め印（代理申請の場合）

問合せ 保険年金課（☎983-2606）